

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
12-(1)	遠隔監視による高圧ガス製造施設の保安業務の推進	高圧ガス製造施設の区分ごとに常駐させる保安係員の代替として、ITを活用した遠隔監視を認め、人による監視からシステムによる制御というIoT化を進めるべきである。	<p>(a)規制の現状 製造施設の区分ごとに保安係員を選任し、高圧ガス保安に関する職務を行わせなければならないため、製造を行っている間は保安係員が常駐する形態を取っている。冷凍機械*やLPガスなどでは遠隔監視が認められ普及・促進しているが、高圧ガス施設では認められていないためIT化が促進されない。 * (社) 日本経済団体連合会からの規制要望「冷凍保安責任者の選任が不要の施設で、かつ安全確認可能な遠隔監視装置を用いる場合は、冷凍保安規則第9条2号の「1日1回の異常点検」に該当することとすべきである。」に対し、「点検方法について、コンピュータ制御等による遠隔操作で行う場合については、遠隔操作を行った場合であっても十分に保安の確保が可能であると証明すれば、その方法により点検を行うことは現行制度上でも可能である。」と経産省より回答。（「全国規模での規制改革要望」に対する各省行からの再回答について（平成15年8月11日）参照）</p> <p>(b)要望理由 高圧ガス施設においても、保安係員と同等以上の水準で遠隔監視による保安が技術的に可能になっている。冷凍機械やLPガスだけでなく、高圧ガス施設においても遠隔監視を保安係員として認め、IT化を促進すべきである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安係員による監視が義務づけられているが、ITを活用することにより省力化して作業効率を高め、監視の精度が高まり、生産性の向上に繋げられる。また、温度や圧力などの蓄積データにより早期異常検知が可能となり、保安水準の向上が期待できる。システム化により他の事業場への展開を推進する。</p>	高圧ガス保安法第二十七條之二
12-(2)	保安講習の受講期限の延長、開催数の増加	高圧ガス保安法に基づき選任する保安係員、保安主任者、保安企画推進員の保安講習を、選任した日から「1年以内」（現行6ヶ月以内）に期限を延ばすべきである。 それが困難であれば、eラーニングの活用等、保安講習の開催頻度を増やすことを要望する。	<p>(a)規制の現状 高圧ガス保安法に基づく第一種製造者は、法令上、保安係員、保安主任者、保安企画推進員を選任した日から6ヶ月以内（保安係員、保安主任者は免状の交付から一定期間が過ぎている場合）に初回の保安講習を受けさせることとなっている。保安係員及び保安主任者に任命される者は、過去（3年以上前）に免状を取得しているケースが大半であり、保安受講を受ける必要がある。</p> <p>(b)要望理由 講習が約半年に1回しか開催されておらず、選任時期によっては、6ヶ月以内の受講が難しい（又はできない）ケースが生じている。千葉県保安係員講習は、7月に2回、1月に2回開催される。募集期限は、開催の1ヶ月前～1.5ヶ月前となっている。（他都道府県においてもほぼ同時期に開催）。このため6ヶ月以内の受講の機会は、実質1回である。 例えばA社の場合、保安係員は、班長及び班長代行、保安主任者は、係長もしくは課長が任命されている。新たに保安係員講習を受ける必要がある人員は、約20名程度/年となっている。担当するプラントによっては定期修理時期と重なること、また他地区講習会でもほぼ同時期の開催となるため、結局は定期修理等の期間中であっても、人員のやりくり、各人の予定変更により受講を行っているのが実態であり、負担が大きい。保安主任者講習及び保安企画推進員についても、開催時期が夏と冬であり、保安講習と同様となっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 受講機会が増えることにより、要員配置の柔軟性が阻害されている状況を改善できる。</p>	高圧ガス保安法 第27条の2第7項、第27条の3第3項 一般則 第68条、液石則 第66条、コンビ則 第27条
12-(3)	超高圧ガス設備に使用する材料が従来品と同等以上であることを判定する制度の新設	高圧法ポリエチレンプラントに代表される超高圧施設の更新においては、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分変更をする場合が多い。 こうした場合には、高圧ガス保安協会の検査において、採用材料が従来品と同等以上であることを判定する制度を新設すべきである。	<p>(a)規制の現状 高圧法ポリエチレンプラントに代表される超高圧設備（通常100MPa以上）の設置・更新に関しては、経済産業大臣の特別認可（特認）を要する設備として、又は高圧ガス保安協会長の事前評価を要する設備として、高圧ガス保安協会による評価を受けることになっている。この時、高圧ガス保安協会の「超高圧ガス設備に関する基準」を全項目評価することが求められる。この評価に極めて長い時間（6ヶ月オーダー）がかかる、また機器メーカーやポリエチレンメーカーの検討と申請書類作成にも膨大な時間がかかっており、国際競争力強化の阻害要因になっている。</p> <p>(b)要望理由 高圧法ポリエチレンプラントの保全の現場では、設備設置時に超高圧設備に使用していた材料（AISI4040Hなど）の入手が難しく、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分更新をする場合が多い。これは、材料メーカーがより優秀な（強度、組成等において）材料を開発し、販売しているため、従来の材料が入手困難になっているのが一因である。このように、既存設備より優秀な材料を採用した場合においても、前記の通り、全項目評価を行うために、膨大な検討及び書類作成に伴う無駄が生じている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 更新後に使用する材料が従来の材料よりも優秀である場合は『採用材料が従来品と同等以上である』ことを判定することで、全項目を評価することが不要となれば、大幅な時間短縮に繋がり、国際競争力の強化が期待できる。</p>	コンビナート等保安規則 第5条（製造施設に係る技術上の基準）において例示基準に従えない場合の高圧ガス保安協会長の事前評価を必要とする設備、KHK基準としては「超高圧ガス設備に関する基準（KHKS0220（2010）」、コンビナート等保安規則第54条、特定設備検査規則 第51条に係る経済産業大臣の特別認可

12-(4)	高圧ガス認定事業所の一体運営 (河川等でエリア分される場合の 部門長の兼務)	高圧ガス保安法に基づく認定事業者として、同一の保安統括者の下で管理されている場合には、河川等でエリア分けされていても、同一部門であれば、部門長が複数地区を兼務することを認めるべきである。 (例えば、運転管理部門であれば、第1地区、第2地区、第3地区の運転管理部門長を兼務可能とする。)	<p>(a)規制の現状 高圧ガス保安法に基づく認定事業者は、保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門の三部門長を選任しなければならない。告示では、同一の部門長の兼務禁止は定めがないにも関わらず、高圧ガス保安協会による現地審査を受ける際、行政指導に基づき、事業所が河川等で複数の地区にエリア分けされる認定事業所においては、地区ごとに部門長を置くこととされ、兼務が認められない。この結果、地区毎に三部門長を選任しなければならない。</p> <p>(b)要望理由 本来の事業所は、飛び地も全て合わせて同一の事業所としているが、飛び地ごとを事業所とみなして三部門を設置することで、組織、人事、管理、指揮命令系統が複雑かつ煩雑になっている。さらに、近年は携帯やメール等により、遠隔地においても、リアルタイムなコミュニケーションが可能になっており、飛び地ごとに三部門を設置する意義がなくなっている。一方で、類似制度にボイラー開放検査周期認定があるが、河川等でエリア分けされていても一つの事業所とされ、地区分けされていないため地区毎の部門長選任は不要である。</p> <p>(c) 保安管理、設備管理、運転管理の各部門を本来の事業所のもとで統一化できれば、組織や人事管理、指揮命令系統の同一化によるシンプル化、効率化や部門間コミュニケーションの向上、行き違いによるトラブル回避につながるほか、ボイラー開放検査周期認定の運用と同一化を図ることで、事業の効率化が期待できる。</p>	コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）別表第5上欄二、別表第7上欄二の規定に基づき経済産業大臣が定める基準を定める告示、経済産業省告示八十六号（平成17年3月30日）第十条（体制及び役割等）2項、イ体制（1）、ボイラー及び圧力容器安全規則第40条第1項及び第75条第1項ただし書に基づく開放検査周期認定（基発第0327003号「ボイラー等の開放検査周期認定要領」）
12-(5)	事業所統合時の自衛消防設備の 設置基準の合理化	コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準について、次の方法を認めるべきである。 ①消火用屋外給水施設は、コンビナート全体に必要な給水設備能力を求めるのではなく、事業所内の地区毎に法規制適合を判定できるようにすべきである。 ②統合後の敷地面積が100万㎡以上となっても、以下を満たすことで、敷地内を4分割した通路配置を行ったものとみなすべきである。 ・統合前事業所が、各々、一端が直接公共道路に接している幅員12mの特定通路を保有していること ・消防車両が自由に往来することができる連絡を、事業所間の境界線沿いに確保していること ・統合前の敷地境界を挟んだそれぞれの事業所の製造施設間距離が12m以上あり、幅員12mの特定通路と同等の機能を持っていること	<p>(a)規制の現状 コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。また、事業所の敷地面積が100万㎡を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。以上の状況が、事業所統合の際に、過剰な自衛消防設備の設置を求める現状を招いている。</p> <p>(b)要望理由 独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なっているため（給水栓配管の圧力等）、それぞれの事業所の給水栓配管を単純に接続して相互乗り入れることは困難である。そのため、事業所全体に必要な給水施設が求められる場合、地区毎に必要なとされる送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては過剰な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。 また、隣接する事業所A(95万㎡)と事業所B(65万㎡)を統合しようとした場合、敷地面積が100万㎡を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。このようなケースにおいて、事業所Bには幅員が12m以上（実質幅員14m）あり、敷地を分割する通路を有する一方で、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいものの、敷地内の既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかない。従って、敷地を四分割するために、これらの特定通路を拡幅する必要がある。しかしながら、このような拡幅は、製造施設等の配置上から難しいケースがある。（シート図表1参照）</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 設備投資費用の削減や、既設コンビナートの隣接事業所の合併・統合の促進を図ることができる。</p>	石油コンビナート等災害防止法 第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令 第7条、第8条～第10条、第16条第二項及び第四項、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第12条、行政事例（4）特定防災施設関係④消火用屋外給水施設の放水能力について
12-(6)	他製造所を通過する配管敷設の 特例措置の設置	事業所内で新たに危険物配管を敷設する場合、保有空地内だけでなく、他の製造所等を通わせることも、条件を満たせば、政令23条を適用して実施できるようにすべきである。 条件として、消火活動上の問題がないほか、通過製造所等に事故等があった場合においても、当該配管を遮断可能であり、他の製造所等に被害が拡大しないと判断される場合等が想定される。 また安全対策としては、通過する製造所の取扱危険物品名、危険物取扱数量に、当該物質を加えるとともに、その製造所に見合った防消火設備を設置することで、担保されると考える。	<p>(a)規制の現状 別の製造所等の保有空地を通過して他の製造所等へ配管を敷設することは、条件を満たせば認められているが、別の製造所等を通わせることは認められていない。（シート図表2参照）</p> <p>(b) このため、迂回して配管を通すための土地を工面したり、別途ラックを新設する等が必要になるが、配置に苦慮することがあり、場合によっては起業性を損なっている。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 保安距離を確保するために迂回して敷設した場合と比較して、配管ラックの設置費用および距離を短縮できることから、費用削減が見込まれる。</p>	危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第9条第1項第1号二、第2号、同23条、危険物の規制に関する規則13条の5第2号、消防庁通知 消防危第40号（平成13年3月29日付）

12-(7)	毒物及び劇物取締法に関する製造業登録、輸入業登録及び専任の毒物劇物取扱責任者設置に関する規制の見直し（天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱う国内メーカーと原子力発電事業者との二重規制の解消）	<p>毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という）においては、毒物及び劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入する場合、製造業登録/輸入業登録が必要としているが、原子力発電事業者は毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たないことに鑑み、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に劇物にあたる天然/濃縮六フッ化ウランを取り扱っている国内メーカーとの二重規制を撤廃し、製造業登録を不要とすべき。 ・自家使用を目的とした当該物質の輸入については、輸入業登録を不要とすべき。 <p>製造業登録又は輸入業登録を不要とすることが難しい場合であっても、毒物又は劇物を直接取り扱う製造所、営業所又は店舗を持たない事業者の場合、意味をなさない毒物劇物取扱責任者の設置の撤廃を要望する。</p>	<p>(a)規制の現状 毒劇法第三条において、毒物又は劇物の製造業/輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造/輸入してはならず、登録を受けた場合、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗に専任の毒物劇物取扱責任者を置くことが義務付けられている。</p> <p>(b) 現在、原子力発電所にて使用するウラン燃料を国内で加工するにあたって、原子力発電事業者が自ら使用する目的で海外より天然六フッ化ウランを調達し、国内濃縮事業者にて濃縮を実施した後、濃縮六フッ化ウランを原料として国内加工メーカーに支給し、最終的に完成したウラン燃料を原子力発電事業者が原子力発電所にて受け取っており、その時点からウラン燃料の取り扱いを実施している。一方、濃縮工程で発生した劣化ウラン（ウラン燃料として使用されないウラン）は無償で濃縮事業者に譲渡しており、劇物等の物理的な取り扱いは一切その所有者である濃縮事業者にて実施している。原子力発電事業者としては、物理的に天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランを扱わない中、毒劇法上の製造業登録と輸入業登録を実施しているが、これは実際に当該物質を扱っている濃縮事業者と二重規制とも言える。また、天然六フッ化ウランや濃縮六フッ化ウランが物理的に存在しない発電所に毒物劇物取扱責任者を置くことは過剰な規制である。以上を踏まえ、原子力発電事業者の製造業登録及び輸入業登録を不要とするとともに、毒物劇物取扱責任者の設置も撤廃すべきである。</p> <p>(c) 要望が実現した場合、現実にはしていない規制への対応が不要になり、以下の手続き等現行規制対応に要する負担が無くなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業登録及び輸入業登録の更新手続き ・毒物劇物取扱責任者の登録 ・登録事項に変更が生じた際の変更手続き 	毒物及び劇物取締法 第三条、第七条
12-(8)	局所排気装置の性能基準と管理濃度の二重規制の解消	<p>労働安全衛生分野では、局所排気装置の性能基準による規制と管理濃度による規制がある。このうち、局所排気装置は、直接屋外排気することや、想定される使用環境において漏洩させないための最低風速が規定されている。</p> <p>一方、技術革新によって、排気の一部を屋内で循環させたり、風速を下げた状態においても、有害物質を健康被害の可能性が低いレベルに抑えることができることが可能となっている。なお、局所排気装置を不要とすることも認められているが、申請許可を得るまでに長期間を要している。</p> <p>そのため、第一管理区分を満たす場合は、局所排気装置の規制をなくし、管理濃度による規制のみとし、二重規制を解消すべきである。</p>	<p>(a)規制の現状 有機溶剤中毒予防規則第十五条の二で、局所排気装置の排気を直接外気に向かって開放することが規定されている。また、第十六条では制御風速が規定されている。</p> <p>第十三条の三により、所轄労働基準監督署長の許可を受けて局所排気装置等を設置しないことも可能であるが、許可を得られるか不確実な段階で新しい技術の導入工事を実施し、効果を検証してから申請する必要があるため、設置後も許可を得られるまではこの技術を使用できない。さらに、許可を得られるまで長期間かかるため、新しい技術を導入するための大きな障害となっている。</p> <p>同様の規制は特定化学物質障害予防規則にもあり、第七条で排気口は屋外に設けられていることが規定されており、第六条の三で装置を設けないことができない場合について規定されている。</p> <p>(b)要望理由 室内から排気を行うと、同じ量の外気を室内へ導入する必要がある。このとき、外気の温度を室内と同程度まで加熱・冷却する必要があるため、排気が多いほどエネルギーの消費量が増加する。そのため、排気を減らすことが省エネルギーにつながる。局所排気装置は、現在の規制では排気をすべて屋外へ開放する必要があるため、排気中の有害物質を除去する技術があったとしても、清浄化した排気を循環することができない。さらに、制御風速が規定されているため、低風速で有害物質を制御できる技術があったとしても、局所排気装置の風量を削減することができず、外気の導入量を削減することができない。また、局所排気装置の性能基準を満たさない装置を使用する場合、許可を受けるまでの期間が障害となる。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 排気の一部を室内へ循環することが可能になると、局所排気装置に有害物質の除去装置を組み合わせて排気中の有害物質濃度を十分に低くすることで、排気の一部を室内に循環しながら室内は第一管理区分を維持するようなシステムの構築が可能になる。また、制御風速が撤廃されれば、装置の形状などを工夫する余地が生まれるため、技術革新が可能になる。これらの対策技術が新たに構築されると、安全と省エネルギーを両立することが可能となる。これにより、安全を維持するためのコストが下がったため、作業環境を改善する対策技術の導入促進が期待される。</p>	有機溶剤中毒予防規則 第十五条の二、第十六条、第十三条の三 特定化学物質障害予防規則第七条、第六条の三
12-(9)	サーバー室の火災報知器設置基準の見直し（超高度煙感知システムを設置する場合の火災報知器の設置免除）	<p>サーバー室は、機器冷却のために空調 airflow が常時室内を循環し煙を拡散させてしまうため、通常、設置が求められている火災報知器が動作するような事態では既に手遅れとなる。従って、現在では、ファンを内蔵して室内の airflow を強制的に検知器内に吸入し、そこに煙の微粒子が存在するかどうかを確認する「超高度煙感知システム」を設置するのが一般的である。</p> <p>火災報知器よりも高性能の「超高度煙感知システム」を設置する場合には、重複投資を避けるためにも、火災報知器の設置を免除すべきである。</p>	<p>(a)規制の現状 「消防法施行規則」第23条及び第24条において、自動火災報知設備の感知器の設置に関する基準が設定されている。また「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」において技術上の規格が定められている。</p> <p>(b)要望理由 現在の法制下では超高度煙感知システムは火災報知設備の感知器の設置の対象とはならず、従来の火災検知器を設置することが必須とされている。「日本データセンター協会」の「データセンターファシリティアンダード」並びに「一般社団法人電子情報技術産業協会」の「情報システム設備の設置ガイド」では、「超高度煙感知システム」の設置を求めており、同システムの有用性が認められているところである。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。通常の火災報知器の設置が不要となるため、事業者はデータセンターにおける重複投資を避けることが可能となり、より安価な構築が可能となる。企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要に十分に対応することが可能となり、結果として企業の経営強化に貢献できる。</p>	「消防法施行規則」第23条及び第24条 「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令」

12-(10)	<p>教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を蓄積したサーバ等へ、教員や児童・生徒が自由にアクセスし、活用できる環境の整備</p>	<p>教育関係者が利活用しやすく、また権利者への適切な対価還元や、教育産業への配慮などのバランスの取れた適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、 (1) 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等が保存された校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に、教員や児童・生徒が学校からだけでなく家庭からもアクセス可能にするべきである(著作権法第35条1項で認められている「複製」だけでなく、「異時送信」および「共有」も認めるべきである)。 (2) これらの校内サーバ等に蓄積された教材や作品等を、他の教員やクラス等でも使用することを認めるべきである。</p> <p>法改正に伴う運用方法等のガイドライン作成にあたっては、文部科学省指導の下、権利関係者と教育関係者双方の有識者の見解を踏まえることを強く要望する。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインで禁止されている教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内サーバ等に蓄積することは、校内で使用するデバイスからのアクセス限定であれば、「授業の過程」を広義に解釈すれば、著作権法35条第1項で認められている事項であることを、文部科学省は学校関係者に広く周知すべきである。</p>	<p><要望理由> 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に保存しても、教員や児童・生徒が学校以外の場所からのアクセスが出来ず、また他の教員やクラスで使用するための共有が出来ないため、教員によるICT活用に制約が生じている。その結果、教員がICTを活用する意欲が高まらず、教員のICT活用指導力の向上が不十分となり、児童・生徒にとっても、ICTを活用した効果的な学びの機会が失われている。 インターネットやテクノロジーの進展により、社会が急速に変化する中、教育現場におけるICT化も進展しつつあり、教育現場の利用実態に即したものととなるよう、関係者で改めて検討すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を休み時間や家庭学習等も含め利用できるようになることで、学びたい時に学ぶことができ、児童・生徒の主体的な学びに資することになる。さらには教員はICT活用意欲があがり、そのスキル向上を通じて、ICTを活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。 また、校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を他の教員やクラス等でも使用できるようになれば、良質な教材や作品等の共有が進み、授業改善が促され、児童・生徒の資質・能力の向上、児童・生徒同士による学び合いにより学びの質の向上に繋がる。さらに利活用が進み各種履歴が蓄積されていけば、データとして分析もでき、さらなる好循環を生むことも期待される。</p>	著作権法第35条
12-(11)	<p>飛行禁止エリアにおける小型無人機の排除権限の民間開放</p>	<p>飛行禁止エリアを飛行する小型無人機を排除する権限について、当該施設の警備に従事する民間事業者(自前で警備に従事する施設管理者や施設管理者の付託を受けた警備事業者を想定)に対しても付与すべきである。</p>	<p>現在、小型無人機等飛行禁止法(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律)第9条に基づき、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機等を排除する権限は、警察官、皇宮護衛官、海上保安官などの官憲にのみ認められている。 飛行が禁止される対象施設の多くは警察官等の官憲が常駐し警備にあっているが、広大な敷地を有する原子力事業所や、国際会議等で一時的に指定された対象施設の警備には一部民間警備会社が活用されている。 小型無人機等により想定されるリスクの性質上、即応性が重要であるため、官憲のみに付与されている小型無人機等の排除権限について、対象施設の警備に従事する民間事業者まで拡大すべきである。 要望の実現により、飛行禁止エリアを飛行する小型無人機の迅速な排除が可能になるとともに、今後対象施設が増加した場合にも適切に対応できると考えられる。 また、小型無人機の悪用を抑止することで、健全な利活用の促進にもつながる。</p>	<p>小型無人機等飛行禁止法(国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律)第9条</p>
12-(12)	<p>工業専用地域を含んだ人口集中地区における無人航空機の飛行制限の見直し</p>	<p>航空法第132条第2号で規定されている、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。</p>	<p>航空法第132条第2号により、「人又は家屋の密集している地域」においては、この地域の上空における無人航空機の飛行を原則禁止し、飛行にあたり国土交通大臣の許可を必要としている。航空法施行規則では、この地域を国勢調査の結果による人口集中地区としている。 人口集中地区は定義上、都市的傾向の強い基本単位区として人口密度が低い工業地帯も含むよう算出している。その結果、人口密度の低い地域であっても大規模なプラント工場が存在するような工業専用地域の多くが人口集中地区に指定されており、小型無人機の飛行にあたり国交相の許可が必須となる。その場合、作業ごとに国土交通省航空局担当窓口による個別の精査と調整をした上で、飛行開始予定日の少なくとも10日前(土日・祝日等を除く。)までに、申請書を国土交通本省あてに不備等がない状態で提出することが必要となる。加えて、許可等を得た場合には航空局ホームページで内容を公表する運用を行っている。 無人航空機の利活用にあたり、特に広大かつ多様な設備をもつプラントでは、様々な操縦者に多様な用途での飛行を行う必要があるのに対して、現行の規制ではその都度に個別精査、調整を国交省の窓口と進める必要があり、関係者の膨大な労力が発生している。 工業専用地域に存在する工場等は、人員の立入ならびに施設物件の管理がなされており、その中に不特定の又は家屋が密集していることは考えにくい。さらには、人家の密集地域から離れている、もしくは縦衝地帯が設けられているため、工業専用地域は航空法の主旨とする地表の第三者の安全が担保されている地域である。 そこで、無人航空機の飛行禁止エリアである「人又は家屋の密集している地域」から、工業専用地域を除外すべきである。加えて、許可内容の航空局ホームページでの掲載については、掲載内容の粒度や公表時期も含め、事業者の企業秘密の保持の観点にも配慮した適切な運用を求める。 要望の実現により、無人航空機が本来備えている機動的な運用能力を発揮可能となり、情報化施工による工事の迅速化と品質向上、鉱石原料の現物管理による帯船料削減と物流効率化、建屋や高所設備の点検、港湾設備の保守の高度化を図ることができ、国内製造業の体質強靱化や技術先進性の確保にもつながると考えられる。</p>	<p>・航空法第132条第2号 ・航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第236条の2</p>

12-(13)	空港内における無人航空機の活用 の可能化	航空機等の安全性が確保された場合において、空港内における無人航空機の活用を認めるべきである。	<p>航空法第132条に基づき、空港等で無人航空機を飛行させる場合には国土交通大臣の許可を受ける必要がある。しかしながら、同法第132条の2第3項に基づく規定により、空港内で飛行させる場合は第3者の物から30メートル以上離れて行わなければならない。しかしながら、空港内の駐機スポットや整備スポットは周りにボーディングブリッジや航空機、各種車両が配置されているため、それらから30メートル以上離して飛行させることは困難であり、実質空港内では無人航空機の飛行は不可能となっている。</p> <p>航空機の整備に必要な航空機部品は、特定の部品庫に保管されており、発着整備等の際に必要なに応じて搬送する。しかしながら、空港の敷地が広大であることから搬送に時間を要し、定時性を守れないことがある。また、航空機は非常に大型であり、その上部を点検するには高所作業車を使用する必要が生じるため、仮に航空機が被雷した場合には検査に時間が掛かり、定時性に影響を及ぼす。</p> <p>そこで、航空機等の安全性が確保された場合には、空港内で無人航空機の活用を認めるべきである。</p> <p>要望の実現により、航空機部品の輸送や航空機の点検作業が容易になり、定時性の向上による利用者の利便性向上や空港内車両の削減による事業者のコスト削減につながる。また、一次物流拠点である空港において無人航空機が活用されることで、将来的な一般物流の実現に向けた技術発展にも寄与すると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法第132条 ・航空法第132条の2第3項
12-(14)	保育所入所に係る各市区町村の各種証明書の記載項目の簡素化・統一化	<p>市区町村毎に提出が求められている保育所入所にかかる証明書（就労証明書・育児休業証明書・復職証明書等）のフォームについて、提出者の事務負担軽減を図るべく、簡素化・統一化を図る。</p> <p>本要望は、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）における工程表の中で、「保育記録や運営費申請等の書類の簡素化・自治体間のバラツキを解消する」とされている施策の対象である。したがって早期に実現する方向で、スケジュールを明確化して取り組むべきである。</p>	<p>平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、施設型給付及び地域型保育給付を行うこととされている。保育の必要性認定に当たっては①事由（保護者の就労、疾病など）、②区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）について国が基準を設定しているが、実際の運用に当たっては、国が設定する基準をさらに細分化、詳細設定を行うなど、各市町村における実情を踏まえつつ、個々に設定している。</p> <p>これらの保育所入所にかかる各種証明書について、現状では各市区町村ごとに異なる汎用フォームが提供されており、必要記入項目、項目定義等、内容がそれぞれ異なっているケースが存在する。そのため、証明書の記入・発行にあたり、従業員の住所地ごとに異なるフォームへ、必要項目・項目定義の確認、情報検索を1件づつ行いながら、記入する必要がある。こうした作業は、企業側にとって多大な負担となっている。</p> <p>そこで、フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。今後、育児と仕事の両立を目指す従業員はさらに増加すると見込まれることから、保育所入所証明書発行件数も増加すると考えられるため、フォームの簡素化・統一化に向けて早急に取り組むべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法 児童福祉法
12-(15)	公共建築物着工前の計画通知に関する審査の民間開放	公共建築物着工前の計画通知に関する審査を民間に開放すべきである。	<p>民間建築物の着工前に行われる建築確認が1999年に民間開放された。現在、16年余りが経過し、その間、審査手法や審査期間など試行錯誤を繰り返し、審査機関の数や審査員の質が充実し、質的にも所要時間的にも適切な審査が行われている。その一方で、公共建築物の着工前の計画通知の審査は従来通り特定行政庁の建築指導課のみ可能となっている。</p> <p>建設技術が日進月歩で進歩するなか、建築確認の民間開放の結果、特定行政庁の建築確認の審査機会（特に非木造建築物に係る審査機会）が激減したため、適切な審査ができなくなっている。具体的には、特定行政庁が告示で規定される新しい技術を審査できないため、当該部分を民間の指定性能評価機関が審査して評定書を発行している場合がある。特定行政庁の審査は評定書発行後に開始され、さらに評定書内容も審査の対象とするため、全体として長期間の審査となり、結果的に着工時期を大幅に遅らざるを得ない事象が発生している。</p> <p>進歩する技術に対応するためには、審査者の能力・知識の向上が不可欠であるが、審査機会の少ない特定行政庁では困難である。そこで、計画通知の審査を民間に開放することを要望する。</p> <p>要望の実現により、公共建築物の着工前審査が適切かつ迅速に実施され、スムーズな着工と竣工、そして運営開始が行われ、経済活動に支障が生じないと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法18条

12-(16)	総合評価落札方式における技術点評価重視のための要件見直し	<p>現在の総合評価落札方式においては、価格点と技術点の評価が同一（価格点：技術点＝1：1）が基本であり、効率や利便性の飛躍的向上に結びつく最新システムの導入（価格点：技術点＝1：3）のためには、一定の要件（※）を満たす必要がある。この点について、全ての要件を満たさなければならない現行規則を改めるべきである。</p>	<p>政府調達において、各省職員等における業務効率化や国民の利便性向上を推進するうえで、新しい技術をはじめとしたICT技術の導入が効果的である。しかしながら、現在の総合評価落札方式においては、価格点：技術点＝1：1の評価が基本であり、価格点：技術点＝1：3が適用されるのは以下要件の全てに該当し、かつ各省庁の長が認めるものに限られている。</p> <p>（※）【要件】</p> <p>①システム化対象の業務の実施方法や内容が複雑かつ多岐にわたるもの ②技術的構造の異なる複数の情報システムと連携するもの ③制度・業務の見直し等に伴う頻繁な機能改修を伴うもの ④大規模なプロジェクトで多数の要員への高度な統制力が必要なもの ⑤連携、統合等を伴う情報システムや関係組織が多く存在するもの</p> <p>現在の総合評価方式において、技術点は基礎点（仕様を満たせば満点）と加点に分割されるため、提案で加点される技術点よりも価格点が全体評価に対するウェイトが大きいと見える。そのため、調達に与える価格割合が大きく、新しい技術を導入することによって得られる効果の最大化の障壁になっていると考えられる。</p> <p>そこで、業務効率の向上を目指すシステムの構築を可能とするため、技術点を重視する必要がある。そのためには、上記要件を全て満たさなければならない現行規則を改定し、例えばひとつ、または複数の項目に相当し、かつ各省庁の長が認められるものとすべきである。</p> <p>要望の実現により、技術点の全体評価に対するウェイトが高まり、新しい技術をはじめとした効果的な技術提案の促進につながると考えられる。例えば、SDN、クラウド、サイバーセキュリティ対策、ビッグデータ等の活用により業務効率化及び国民の利便性が向上すると想定される。</p>	<p>「情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」 第1 各省各庁の長の定め（財務大臣協議済） I. 適用範囲</p>
12-(17)	社会保険労務士業との業際整理	<p>社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、同一資本の企業グループ内に限り、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう規制を緩和すべきである。</p>	<p>昨今のビジネスアウトソーシングあるいはシェアードサービス化の潮流の中で、ある企業の給与計算業務を別の企業が実施するケースが増えている。しかしながら、社会保険関連業務に関しては社会保険労務士法の規制により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務の両方を同一のアウトソースベンダーに委託しようとする場合、当該ベンダーが給与計算処理業務しか受託できず、給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない状況が存在し、企業にとって非効率な状況となっている。</p> <p>そこで、同一資本の企業グループ内に限り、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者でも、他人の求めに応じて第2条に掲げる事務を業として行えるよう例外的に規制を緩和すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、厚生労働省から「対応不可」との回答を得た。資本関係のない企業間での業務委託については、業として有償サービスを提供することに他ならず、「複雑・多岐にわたる労働社会保険関連法令に基づく事務を業として適正に遂行する」専門家を然るべき形で確保するという目的意識からもこの法令要件が必要であると理解しているが、同一企業グループ内でシェアードサービス会社を設ける場合については、完全な他人ではなく、企業内活動という性質を強く帯びているため、当該企業グループ内に限った社会保険業務はその特定企業で担えるようにすべきである。</p> <p>具体的には、親会社のA社に在籍している社会保険担当者は、自社であるA社の社員に関する社会保険業務が無資格で可能であるが、この親会社の資本で専門子会社であるB社が設立され、この同一人物がB社に配置換えされた場合、当該担当者は別法人であるA社の社会保険業務を継続できなくなる。仮に継続するためには、社会保険労務士試験に合格したうえで、開業社労士登録あるいは社労士法人登録をすることが必要となる。逆に言えば、現行法制下においては、単一企業内で無資格の人事・総務の担当者が可能な業務が、同一資本であっても別法人となった瞬間に不可能になるため、企業の利便性は大幅に削がれている。</p> <p>要望の実現により、グループ企業内での資産・人材の有効活用が図れるのみならず、専門部署の組織化による知識の集約、それに伴う更に高いサービスの提供等が可能となる。</p>	<p>社会保険労務士法第27条</p>
12-(18)	埋蔵文化財包蔵地の本発掘調査に係る費用負担の見直し、現状保存指示後の補償措置の明確化	<p>埋蔵文化財包蔵地内における「本発掘調査」の費用を事業者が全額負担する運用を見直すとともに、当該調査後に現状保存を命じられた場合の事業者に対する補償を明確化すべきである。</p> <p>例えば、事業者が負担すべき本発掘調査の費用に上限を設け、上限額を超える費用について国庫負担とする、現状保存を命じられた場合の補償（買取り等）を事前に明確にすることが考えられる。</p>	<p>土木工事等を計画する地域が埋蔵文化財包蔵地内であった場合、まず、現況調査（試掘確認調査）を実施し、その結果に応じて本発掘調査が必要な場合がある。本発掘調査の費用負担について文化財保護法に明確な規定が存在しないにも関わらず、文化財保護法第4条第1項（一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない）を根拠に、「原因者負担が原則」として、事業者が全額を負担する運用がなされており、事業者の負担が大きい。</p> <p>また、本発掘調査の結果によっては、現状保存を命じられ、已むを得ず事業計画を縮小・断念することがあるが、その場合の補償についての明確な規定が存在しないため、事業の予見可能性が不透明な状況となっている。</p> <p>このため、事業者は投資額の把握や費用面でのリスク評価という面が不明瞭なまま事業計画を進めざるを得ないほか、事業実現の可否（＝土地を自由に使えるのか）すらも本発掘工事の完了まで把握できず、埋蔵文化財包蔵地の活用が躊躇せざるを得ない。</p> <p>そこで、本発掘調査において事業者が費用を全額負担する運用を見直すとともに、現状保存が必要となった場合の事業者への補償（行政による土地買取等）を明確化するなど、事業者に対する負担軽減を要望する。</p> <p>要望の実現により、埋蔵文化財包蔵地の活用・流通が活性化し、結果として調査契機が増え、文化財保護法の目的のひとつである文化財の検出契機増加にもつながることが期待できる。</p>	<p>文化財保護法</p>

12-(19)	騒音規制法における国・自治体間の規制調和	<p>騒音規制法において、非常用発電機が特定設備の対象外である一方、富山県は条例に基づき特定施設の対象としている。地方自治体が上乘せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。</p>	<p>データセンターに必要な不可欠な非常用発電機はディーゼルエンジンを採用している。国の法令である騒音規制法施行令では、「著しい騒音を発生する施設」として規制対象となる「特定施設」にディーゼルエンジンは含まれていない。他方、富山県では、「富山県公害防止条例施行細則」の別表1「4 騒音に係る特定施設」の中に「14 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(移動式のもの及び出力が7.5キロワット未満のものを除く。)」とあるため、結果的に非常用発電機が規制対象となっている。</p> <p>非常用発電機はあくまで「非常用」であり、常時騒音を発生するものではなく、仮に騒音があっても時間的に限定されるため、騒音規制法の趣旨である「相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行う」には該当しないと考えられる。しかしながら、富山県では条例に基づく規制により、騒音対策を施した非常用発電機を別途設置する必要が生じ、とりわけ広域でビジネスを行う事業者にとって大きなコストアップ要因となっている。</p> <p>地域の実情に応じた規制の必要性は理解するところであるが、他の自治体においても特定施設の対象外となっているものについて、富山県が条例で規制対象に含める行為は不適切である。</p> <p>このように、地方自治体が上乘せ規制を設ける場合であっても、経済合理性の観点から、事業者負担の適正化を図るべきであり、国は指針等を出すなど、自治体に対しては是正を働きかけるべきである。本要望では、騒音規制法の特定施設について規制調和を図ることを要望する。</p> <p>社会におけるICT利用が高まる中で、データセンター市場は成長産業である。要望の実現により、事業者が自治体ごとの規制に個別に対応するコストが最小化されるとともに、データセンターのより迅速な構築が可能となり、企業による積極的なクラウド活用等を通じたデータセンターの需要が一層高まることが期待できる。結果として、企業の経営強化につながる。</p>	<p>・騒音規制法施行令 別表第一 ・富山県公害防止条例施行細則 別表1</p>
12-(20)	貨物市場における公平・公正な競争	<p>信書の定義を見直した上で、郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離を行い、国民の不便と危険を解消するとともに、貨物市場におけるイコールフットリングを確保すべきである。</p>	<p>郵便法上、信書の送達には日本郵便しか担うことができないため、一般信書便事業は、事実上日本郵便の独占事業となっている。また信書の概念は、同法の定義に基づき総務省が解釈指針を定めているが、その定義があいまいな内容基準（文書の文面）であることから、信書か非信書かは不明確であり、国民は気付かぬうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。そのため利用者は送付物が信書か否か迷うと、その都度総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で国民が利用できる輸送手段がさらに限定される危険性をはらんでいるばかりか、利用者が罰則を受ける危険のない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。</p> <p>さらに、日本郵便は、2016年10月から個人向けに発売するゆうパケットについて、郵便差出箱（郵便ポスト）での荷受けも可能にする旨を発表した。ゆうパケットは郵便ではなく、日本郵便の提供する貨物運送サービスであるが、本来、郵便ポストは郵便物を投函する差出箱として一般的に認識されているにもかかわらず、このように貨物についても郵便ポストで荷受けできるようにすることは、日本郵便の提供する貨物運送サービスで信書が送達できると誤認されかねない上に、それを防止する術もなく、国民の意図せぬ郵便法違反を今以上に助長することが懸念される。さらにこれは、ユニバーサルサービスたる郵便事業を維持するための資産である郵便ポストを、日本郵便における郵便物以外の貨物運送サービスの拡大に利用するものであって、信書の送達や郵便ポストの使用の独占という郵便事業への優遇を、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大するものである。このような貨物市場への侵食は、貨物市場におけるイコールフットリングを阻害し民間の経営努力を妨げるものであり、その結果、既存サービスの向上や新規サービスの開発の促進がなされなくなるなど、長期的には国民の利便性を損なうものである。</p> <p>したがって、国民の不便と危険を解消すべく、信書の定義を内容基準から国民の誰もが容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書送達に関する罰則規定は信書を送達した貨物事業者に限定することが極めて重要であるが、少なくとも、国民が郵便法違反の罰則を受ける可能性のある現状では、国民の意図せぬ郵便法違反を助長することが懸念される郵便ポストの貨物運送サービスへの利用については、これを速やかに中止するなど、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。このような郵便物の運送と貨物の運送の明確な分離は、郵便事業への優遇が、事実上、日本郵便が行っている貨物運送事業にも拡大していることによるイコールフットリングの阻害という問題を解決し、貨物市場における公平公正な競争条件を確保、促進することで、国民の利便性向上にもつながるものである。</p>	<p>郵便法第4条、第76条</p>